

議会第2号

へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻す
ことを求める意見書

関係行政庁に対し、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出す
る。

令和4年9月12日

提出者 塩尻市議会社会文教常任委員会
委員長 小澤 彰 一

へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書

へき地教育振興法は、へき地における教育水準の向上を図ることを目的とし、都道府県の任務として、へき地における教育の特殊事情に適した学習指導、教材等についての調査、研究及び資料整備、へき地学校へ勤務する教職員の定員決定への特別の配慮や教員の研修機会の確保などを規定しています。また、へき地学校に勤務する教職員に対して支給するへき地手当の月額、文部科学省令（以下「省令」という。）で定める基準を参酌して条例で定めるとしています。

しかしながら、長野県は平成18年度から、1級地のへき地手当率を省令で定める基準の8分の1となる1パーセントにするなど、大幅な減額を行いました。現在では地域手当の一律1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、へき地手当の原資は、基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では省令で定める率に準拠し、へき地手当を支給しています。

へき地は、交通条件及び自然的、経済的、社会的条件などの諸条件に恵まれず、人口流出が深刻化するなど都市部との格差は拡大し、へき地教育を取り巻く環境は、厳しさを増しています。このような中、今後もへき地教育の特殊事情に鑑み、へき地における教育の機会均等の確保、教育の水準の向上に向けた条件整備を図っていくことが必要であり、次の事項を実現するよう強く要望します。

1. へき地手当及びへき地手当に準じる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上をはかるため、都市部との格差、いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、平成17年度以前の定率に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

塩 尻 市 議 会